

A. 脱炭素の暮らしと地域づくりに向けた取組

【重点施策①】

『電力見える化システム』を通じた市民の環境配慮行動の『見える化』

関連施策……A-1-1.くらしや事業活動における省エネのさらなる促進

目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、排出量に占める家庭部門の割合が大きいことから、家庭に焦点を当てた取組が求められます。 温室効果ガス排出削減はその成果が見えにくいので、市民の意欲的な取組を持続させるため、自分の取組の成果や意味を『見える化』することが必要です。 自分の取組がどの程度の水準で、他にどのようなアイデアがあるのか等が見えれば、前向きに取り組む意欲を引き出すことが期待できます。 5年間で市民の環境に対する意識が高まり、省エネに向けた行動に嫌々我慢して取り組むのではなく、必要性を感じ取るとともに、暮らしを豊かにするため、環境配慮行動が当たり前になる状態を目指します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の使用電力量を表示できる HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）等の機器を活用し、電気使用量を電気代として金額に換算するシステムを整備し、市民が日々の省エネの成果が見えるようにします。 太陽光発電設備及び蓄電池設備の共同購入支援事業（太陽光パネル等の共同購入事業）で市民、事業所の「電力見える化」を促進します。また蓄電池設備の設置については、省エネ効果だけでなく、災害などで停電した場合の電源になるため、災害レジリエンスとしても推奨します。 自分の省エネ等の行動を入力（見える化）することにより、温室効果ガスの排出削減に対する効果を表示できる「エコチャレンジ事業」を実施します。 市民が自発的に行動できるように、お得なポイントサービス（付加価値）を導入し、みんなで楽しく行動でき、生活に馴染むような事業に取り組みます。 現在運用しているごみ分別アプリ「さんあ〜る」との連携、ごみ減量や自然共生等の環境配慮行動の『見える化』も検討します。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 電力見える化は、企業・大学・市民等との協働して取り組みます。 市民への普及・活用促進は、地域や学校等と連携しながら本市が行います。 電力見える化は、学習の場を設けたり、事業者と連携するなどアウトリーチにより老若男女問わず取組を呼びかけます。 ポイントやサービス等の付与は、市内の企業や店舗等との連携を検討します。

【SDGsとの関係】



【実施スケジュール】

令和3年度～令和6年度	令和7年度～令和12年度	
住宅用地球温暖化対策設備導入促進事業 エコチャレンジ事業 太陽光パネル等の共同購入事業	住宅用地球温暖化対策設備導入促進事業 エコチャレンジ事業 太陽光パネル等の共同購入事業	市民等への普及・広報・活用促進の継続・拡大

【成果指標（数値目標）】*

項目	実績値（達成度）		（目標値）
	現状値(令和元年度)	令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
環境配慮行動促進事業参加者数 (エコチャレンジ事業エントリー者数及び太陽光パネル等の共同購入事業登録者数)	—	累計 2,806 人 (72.6%)	累計 3,866 人


*当該計画策定時には「電力見える化システム」の整備、電気使用量を成果指標に掲げていたが、実務としてシステム整備が困難な状況であったため、上記のとおり、見える化について、より効果を検証できる現実的な成果指標に改めました。

【重点施策②】

公共施設における使用電力の『見える化』と再生可能エネルギーの活用

関連施策……A-1-1.くらしや事業活動における省エネのさらなる促進

A-2-1.再生可能エネルギーの利用促進

目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すためには、エネルギー使用量を減らすとともに、化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギーへの転換が不可欠になります。 まずは市役所が率先的に取り組み、その成果を広報し『見える化』することで、市民や事業者による転換を促します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設において使用する電力量を『見える化』し、省エネ行動の促進を図ります。(デマンドシステム等を含む。) 併せて、使用電力を太陽光、風力、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギー由来のものに切り替えます。(Green でんき等を含む。) 公共施設の建物の屋根や敷地内に太陽光パネルを設置することや電力購入時に再生可能エネルギー由来の電力を購入することなどにより、市の施設における再生可能エネルギー比率を高めていくことし、2050年までにカーボンニュートラルを目指します。 国は2030年度に設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すとし、自治体へは公共施設への太陽光発電設備の導入を率先して進めることを求めているため、本市の公共施設では、それぞれ施設更新等の際に太陽光発電設備等の設置を検討する必要がある。 
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー由来の電力購入においては、電力会社の協力を得て取り組みます。 太陽光発電などの創エネルギーについては、行政による実施の他、事業者や市民活動等との連携も検討します。

【SDGsとの関係】



【実施スケジュール】

令和3年度～令和6年度	令和7年度～令和12年度
設置可能な公共施設における太陽光発電、蓄電池設備等の設置 <hr/> 再生可能エネルギー 電力購入の準備 市民・事業者への普及	設置可能な公共施設における太陽光発電、蓄電池設備等の設置 <hr/> 再生可能エネルギー 電力購入の準備 市民・事業者への普及

【成果指標(数値目標)】*

項目	実績値(達成度)		
	現状値(令和元年度)	令和6年度(2024)	(目標値) 令和12年度(2030)
計画期間中の公共施設における太陽光発電、蓄電池設備等の設置箇所数	-	1箇所	6箇所(小学校区ごと)

*当該計画策定時には「使用電力量を『見える化』する公共施設数」を成果指標に掲げていたが、『見える化』システム整備が困難な状況であったため、上記のとおり、より効果を検証できる現実的な成果指標に改めました。

【重点施策③】

環境配慮型まちづくりの『見える化』と推進

関連施策……A-3-1.環境配慮型まちづくりの推進

目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域、市街化調整区域に関わらず、今後は全域において、ハード、ソフトの両面から、環境に配慮されたまちづくりを展開することが求められます。 ・そのためには、行政の取組だけではなく、市街地整備や開発行為、建設業を営む事業者、まちの維持管理をする市民や地域などの各主体が協働により、環境配慮型まちづくりを進めていく必要があります。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市内において市街地整備や開発行為、建設を行う場合、その開発事業者等へリコモ公園西駅周辺の土地区画整理事業で実施した環境配慮型まちづくりを参考に作成した「環境配慮型まちづくりの手引書」を HP 等で広報するとともに、環境配慮の状況を記載する「チェックリスト」の提出について啓発・PR します。 ・環境配慮の内容について、「チェックリスト」提出の際に、確認、協議、助言等を行うことを通じて、開発時における環境配慮を促進する仕組みが市域へ浸透していくようにします。 ・市公共施設等については、長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、「環境配慮型まちづくりの手引書」や「チェックリスト」を用いながら、環境に配慮した整備に努めます。 ・「チェックリスト」の提出状況や協議結果の概要等について、分かりやすく HP 等で公開する仕組みを構築します。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・「チェックリスト」について、提出事業者の承諾を得た上で、それぞれ事業者等の開発時に環境配慮された取組状況を HP 等で事業者の名称等を含め、公開します。

【SDGs との関係】



【実施スケジュール】

令和 3 年度 ~ 令和 6 年度	令和 7 年度 ~ 令和 12 年度
環境配慮型まちづくりの手引書の広報 チェックリストの提出の PR	環境配慮型まちづくりの手引書の広報 チェックリストの提出の PR

【成果指標（数値目標）】*

項目	実績値（達成度）		
	現状値(令和元年度)	令和 6 年度（2024）	令和 12 年度（2030）
建設工事 着工前の「チェックリスト」の提出件数	—	7 件	年 1 4 件の増加を目指す
建設工事 完了後「チェックリスト」の提出件数	—	0 件	年 1 4 件の増加を目指す

* 当該計画策定時には「環境配慮型まちづくりチェックリストの提出率」を成果指標に掲げていたが、年間の住宅等の建設件数（総数）の把握が困難な状況であるため、提出率を算定できず、上記のとおり、実態としてより効果を検証できる現実的な成果指標に改めました。

B. 循環型のくらしと地域づくりに向けた取組

【重点施策④】

事業所から排出される食品ロスの削減

関連施策……B-1-1.生ごみ・食品ごみの削減

目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本来食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」が社会問題となっています。2023年度の国民一人あたりの食品ロスは1日あたり約102g（おにぎり1個分に相当）と推定されており、効果的な対策が求められています。 ・食品ロスについては、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットの一つとしても削減目標が定められており、国際的な関心事となっています。 ・国では、事業系食品ロスを2030年までに半減（2000年度比）させるとしています（食品リサイクル法の基本方針）。 ・本市では、事業系ごみの減量化や資源化に向けたアプローチがこれまであまりできていませんでした。効果的な減量対策を講じていく必要があります。 ・ごみの総量に占める生ごみの割合が大きいためから大幅なごみ減量効果を期待でき、その中でも食品ロスの削減に取り組みます。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の食品ごみの削減・資源化を促進するため、商習慣の見直し（返品・過剰在庫の削減）、需要予測の精度向上、余剰食品のフードドライブ（フードバンク等への寄付）、外食産業にあっては食べきり・持ち帰りの推奨など、食品ロス解消のための取組・仕組みを調査・研究します。 ・食品関係企業や食品小売業等の事業所の食品ロスの実態を把握しながら、参加しやすい仕組みづくりを進めます。 ・併せて、事業者の取組を市民にも紹介し、市民と事業者の協働により、効果的な食品ごみの削減につなげます。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス解消に関心を持つ事業者にはヒアリングを行い、取組・仕組みについて研究します。 ・近隣ですでに活動する団体と連携して、事業に取り組みます。

【SDGsとの関係】



【実施スケジュール】

令和3～6年度	令和7年度～令和12年度
← 仕組みづくりに向けた調査研究	調査研究の継続 事業者へのヒアリング 団体との連携 事業実施 →

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	令和6年度	令和12年度
事業系一般廃棄物排出量	5,131 トン	4,642 トン 現状より9%減 (令和元年度比)	現状より11%減 (令和元年度比)

【重点施策⑤】

リペア・リフォーム定着のための場づくり（リペア・リフォームストアの整備）

関連施策……B-2-1.モノを長く使う・循環的に使う

目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・「出張ながくてエコハウス」等に取り組んでいますが、資源回収拠点を増やしてほしいとのニーズがあります。また、これまでの資源化の取組の中で、リユース、リペア、リフォームの取組がやや脆弱であり、強化が求められています。 ・これまでエコハウスのリユース倉庫で子ども服や図書などのリユースを実施していますが、対象品目の拡大などの拡充によるリユースの強化、おもちゃ病院の開催を定例化することについて求められています。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・エコハウス等の資源回収拠点を活用し、おもちゃ病院等の市民団体や個人を募集し、定期的にリユース・リペア・リフォームに関するイベントを実施します。 ・リユース、リペア・リフォームのお店の認定制度を設け、お店の利用促進を図ります。 ・エコハウスの資源回収拠点としての機能に加えて、各種団体と連携し、リペア・リフォームの拠点としての機能整備を図ります。 ・エコハウスのホームページ内に不用品交換のページを設け、“提供する人”と“求める人”をマッチングする仕組みをつくります。 ・地域の協力や連携する市民団体、リユース、リペア・リフォームのお店の協力を得て、資源回収拠点（出張エコハウス）や不用品交換の場（リユースハウス）を増やしていきます。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主催者となり、リサイクルマーケット、エコハウス感謝祭の経験を踏まえ、リユース、リペア・リフォームを促進するイベントを定期開催し、出店者の拡充を図ります。 ・地域、各種団体、事業者等と連携し、エコハウスの機能強化、市内各地での拠点展開を図っていきます。

【SDGsとの関係】



【実施スケジュール】

令和 3～6 年度	令和 7 年度～令和 12 年度
<p>← リユース・リペア・リフォームを主テーマとしたイベントの開催 (市民団体・個人の募集) 不用品交換の事業協定、HP 掲載 →</p>	<p>事業の継続 拡充</p>

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	令和 6 年度	令和 12 年度
リユース、リペア・リフォームイベント利用者数	80 人	開催せず	500 人

【重点施策⑥】

『見える化』システムを通じた、ごみの処理、資源循環の仕組みの『見える化』

関連施策……B-1-1.生ごみ・食品ごみの削減

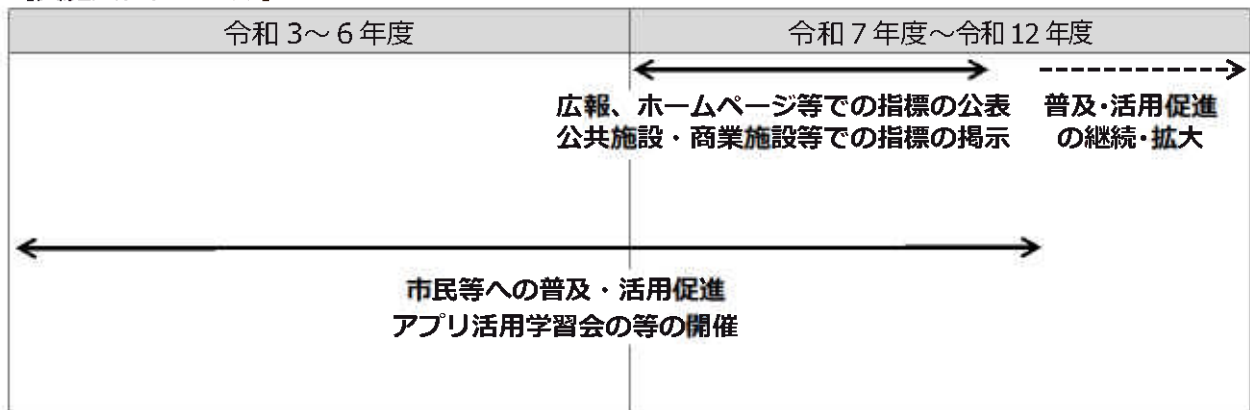
B-3-1.ごみ分別ルールの徹底

目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートによると、ごみの減量や資源のリサイクルに対する市民の意識は比較的高いものがあり、身近なところではできる取組はすでに多くの市民が実践していると考えられます。 ・このような中で、廃棄物ゼロを標榜するためには、「まだまだ減量化・資源化に関心が低い」「関心はあるが次の行動を起こすきっかけがない」といった層はもちろんのこと、「行動を実践している」という層を含めて、減量化・資源化への意識をより次元の高いレベルへと引き上げていく仕掛けが必要です。 ・市民・事業者が“納得”して行動を起こすことができるよう、「他の市民との比較の中での自ら（自分自身及び本市）のポジションを『見える化』する」、「1年の取組の成果を『見える化』する」ことが必要です。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・分別したごみがどうなるか等のごみに関する基礎知識の学習を図ります。 ・すでに運用しているごみ分別支援アプリ「さんあ〜る」の拡充、脱炭素や自然共生等の環境配慮行動の「見える化」もあわせて検討します。 ・周辺市町と比較した本市のポジション、市内の各地区と比較した地区のポジション、あるいは1ヶ月（または1年）を単位としたごみ排出量・資源化量の推移（市民の努力でどれだけ減量化・資源化が前進したか）が分かる指標（がんばった指標）を公表し、市民が日常的に目に触れるようにします。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校、ごみ分別アプリ利用者等と連携、協力しながら進めます。 ・公表するごみ指標を定め、広報、ホームページに掲載するほか、公共施設や商業施設（民間）で掲示します。

【SDGsとの関係】



【実施スケジュール】



【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	令和 6 年度	令和 12 年度
ごみ分別支援アプリ利用者数	7,000 人	16,631 人	25,000 人

C. 自然共生の暮らしと地域づくりに向けた取組

【重点施策⑦】

豊富な生き物が生息する長久手の価値の『見える化』

関連施策……C-1-1.在来種を大切にす

目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・長久手には周辺にはない固有の生き物が生息しています。また、多くの湿地が残っています。これらは、里山の手入れや農作業といった、人が手を加えることで守られてきました。 ・このような貴重な生態系を有する長久手の価値を市民が共通認識し、生態系を保全する意義や外来種を駆除する必要性などを正しく理解することを通じて、生物多様性の維持、回復、持続可能な利用へとつなげていきます。 ・生物多様性への理解を深めていく上では、市民が緑や自然を増やし育むための取組、自然を活かし自然とふれあう取組が入り口施策として重要であり、これらの取組と連携を図りながら施策を展開していく必要があります。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性を実感するための市民向け勉強会や体験会の開催を通じて、生き物などへの関心を高めるとともに、生態系保全を行う意義や必要性への理解を深めます。 ・自然環境や生き物に正しい知識を持つ人を増やし、主体的に保全活動する人づくり、組織づくりへつなげます。 ・生息状況の「見える化」のため、東部丘陵生態系ネットワーク協議会と連携し、「あいちの生物多様性モニタリング ハンドブック」に基づく、県民参加型生物多様性モニタリング調査（地図情報システム（GIS）を活用し、情報の管理に配慮しつつ、インターネットで生物の生息状況を投稿・共有できる仕組み）を普及します。また非公開資料としては、市独自の統合型GISにより、これまでの調査結果を資料として集約します。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・保全活動団体や企業、東部丘陵生態系ネットワーク協議会等と連携し、市民を対象とした散策会、生き物勉強会、保全活動体験会などを定期的実施します。 ・保全活動団体を支援し、生物の実態についてモニタリング調査をします。 ・なお、希少種や在来種情報の公開については、外部漏洩による乱獲や生息・生育地のかく乱を招かないよう慎重に取り扱うものとします。

【SDGs との関係】



【実施スケジュール】

令和 3～6 年度	令和 7 年度～令和 12 年度
散策会、勉強会、保全活動体験会の開催 モニタリング調査普及のための事業の開催	事業の継続 市GISによる情報の集約

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	令和 6 年度	令和 12 年度
散策会、勉強会、体験会の参加者数	133 人	200 人	300 人
県民参加型モニタリングへの市内観察記録の投稿数	0 件	49 件（累計）	100 件（累計）

【重点施策⑧】

地域、企業、学生等が主体となった生物多様性保全活動の実践

関連施策……C-2-1.良好な緑・自然の保全

C-3-2.持続可能な里山の推進

目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の保全活動団体のメンバーが高齢化してきていることから、新たなリーダーや担い手の養成、新たな団体の創設が必要となっています。 ・しかし、生物多様性保全活動をボランティアだけで実施していくのは、持続性を維持できないため、ビジネス的な仕組みを入れるなど、持続可能な活動に向けたしくみづくりが求められます。 ・生物多様性保全活動には、多様な主体が関わるのが重要であり、地域、大学、企業などに働きかけ、保全を目的とした研究、事業活動の実験、福利厚生などのフィールドとして有効に活用できるようにして必要があります。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手を養成する講座を実施します。 ・活動団体が集い、持続的な組織の継続に向けて情報交換する場に参加します。 ・地域資源を活用し、企業との連携を検討します。 ・市民が気軽に立ち寄ってみたいくなる里山づくりを誘導します。 ・保全活動を通じて、動植物の生息状況を確認することで、実態の把握に努めます。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市と団体が連携し、保全活動の担い手を発掘するための事業を実施します。 ・様々な活動団体や、地域、大学、企業も参加し、生物多様性の保全、活用などに向けた研究会に参加します。 ・地域、大学、企業による自主的な生物多様性保全活動を実施します。

【SDGsとの関係】



【実施スケジュール】

令和3年度	令和4年度～令和6年度	令和7年度～令和12年度
担い手発掘の実施		事業の継続
活動団体、地域、大学、企業等が集う会に参加		事業の継続
地域、大学、企業による保全活動の実施		事業の継続

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	令和6年度	令和12年度
生物多様性保全活動の参加団体数	12 団体	20 団体	同左
生態系保護エリアで確認された希少種※1 の数	大草丘陵 29 種 二ノ池湿地 18 種※2	減少しない※3※4	減少しない※3※4

※1 レッドリスト(国・県 2020 年度版)掲載種のこと。移動性が高く偶発性に影響される鳥類は除く。

※2 平成 27 年度から令和元年度までに一度でも確認された種の数について

※3 過去 5 年間に一度でも確認された種の数について

※4 外部から生物を持ち込むのは、在来の生態系に深刻な影響を及ぼすため一切認めない。

D. 安全・安心なくらしと地域づくりに向けた取組

【重点施策⑨】

良好な生活環境の形成と『見える化』

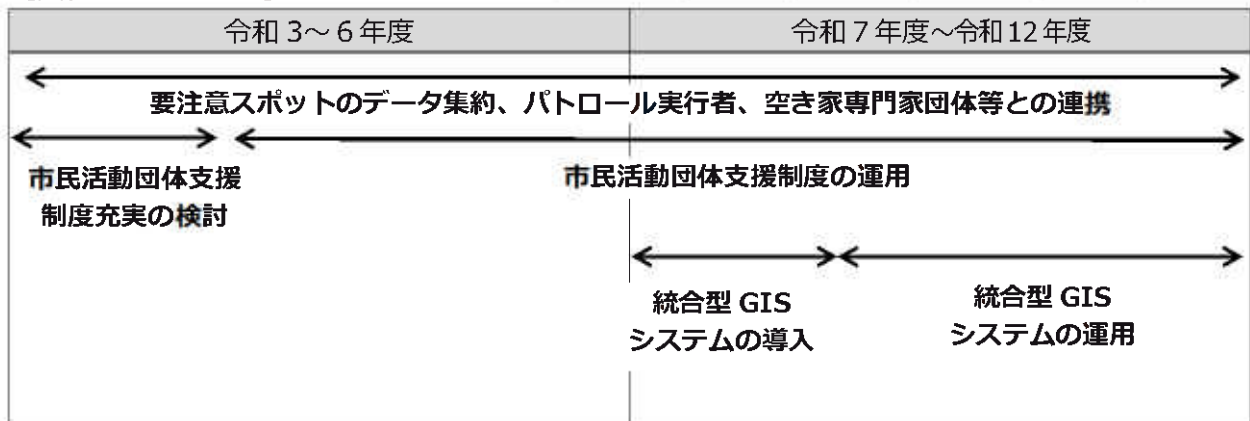
関連施策……D-1-2.くらしから発生する公害等の防止

目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境を持続させるには、みんなのまちはみんなできれいにする体制づくりが必要です。無理なく、楽しみながら行動できるような体制・仕組みづくりが求められています。 ・不法投棄は意図的な不法投棄を行う者（確信犯）が大半で、指導により不法投棄の撲滅を図っていくことは甚だ困難です。むしろ、市民や地元企業による日常的な監視の目を光らせることが効果的です。こうした市民力の向上も良好な生活環境形成の上では必要です。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨てや犬フン対策として誰でもわかりやすい周知、啓発を進めます。 ・地域単位での美化活動等が活発に行われるよう支援制度の充実を進めます。 ・各地での活動を喚起するため、すでに実践されている美化活動等団体の活動を広く紹介します。 ・アプリ等を活用した個人での美化活動等へのポイント付与制度を検討し、導入を進めます。 ・よく散乱する集積所や雑草が繁茂する空き地、不法投棄のスポットを集約・データ管理し、市や地域によるパトロール活動に役立てます。 ・空き家の専門家団体等と連携し、空き地、空き家の未然防止に取り組みます。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市が不法投棄等の情報を集約し、パトロールを実施する庁内部署や地域とデータを共有します。 ・地域が主となりパトロールや美化活動を実施できるよう、市が支援制度等を整備して支援します。

【SDGsとの関係】



【実施スケジュール】



【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	令和 6 年度	令和 12 年度
不法投棄、近隣公害に関する相談件数	約 300 件/年	未集計	100 件以内/年

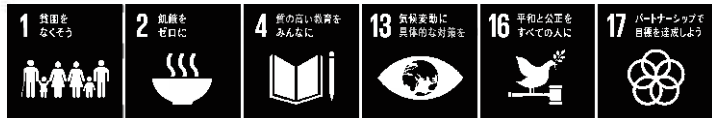
【重点施策⑩】

気候変動の影響の情報収集、適応策の研究と『見える化』

関連施策……D-2-1.気候変動への適応

目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策は世界全体の課題ですが、特に災害などの原因となる気候変動は深刻な状況で、今後、長期的な対応が欠かせません。 温暖化した地球環境で暮らしていくための知恵・工夫をみんなで出し合い、対応策を講じていく必要があります。 様々な情報が錯綜する中、誤った情報に流されないようにしなければなりません。 国や県が発表する適応策を参考に、常に最新の情報を発信する必要があります。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 世界や国が発信する温暖化、気候変動についての情報収集を図りながら、市として必要な適応策を検討します。 市内の温暖化の影響などの実態把握、情報収集に努めます。 各部署と連携し、温暖化の影響やクールシェアスポット及びクーリングシェルター等の適応策を SNS、HP や広報等で『見える化』し、周知を図ります。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 連絡会議等を通じて、市内での情報の共有化を進めます。 気候変動の状況及びその適応策（クーリングシェルター設置等）については、『見える化』し、市民、事業所との情報（設置箇所の MAP）の共有化を図ります。 市民、地元企業等と協力してクールシェアスポット及びクーリングシェルターの設置（市内クーリングシェルター設置箇所数増進）を進めます。

【SDGs との関係】



【実施スケジュール】

令和3年度～令和6年度	令和7年度～令和12年度
クールシェアスポット、クーリングシェルターの設置 PR と市民へ周知	クールシェアスポット、クーリングシェルターの設置 PR と市民へ周知

【成果指標（数値目標）】*

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度）		（目標値）
		令和6年度（2024）	令和12年度（2030）	
クールシェアスポット、クーリングシェルターの設置件数	—	延べ39件（78%） クールシェアスポット 15件 クーリングシェルター 24件	延べ50件 クールシェアスポット 15件 クーリングシェルター 35件	

* 当該計画策定時には「気候変動への適応に関する意識調査での優良回答率」を成果指標に掲げていたが、意識調査の実施が困難な状況であったため、上記のとおり、より効果を検証できる現実的な成果指標に改めました。

【SDGs 169のターゲットと重点施策】

	重点施策① ながくて環境見える化システム	重点施策② 公共施設電力見える化、再エネ	重点施策③ 環境配慮型まちづくり	重点施策④ 事業所食品ロスの削減	重点施策⑤ リペア・リフォームストア
1 貧困をなくそう					
2 飢餓をゼロに				2.1 全ての人に十分な食料を	
3 すべての人に健康と福祉を					
4 質の高い教育をみんなに	4.7 持続可能なライフスタイルの教育				
5 ジェンダー平等を実現しよう					
6 安全な水とトイレを世界中に					
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.2 再生可能エネルギー割合を増加	7.2 再生可能エネルギー割合を増加	7.2 再生可能エネルギー割合を増加		
8 働きがいも経済成長も					8.4 消費と生産の資源効率を改善
9 産業と技術革新の基盤をつくろう			9.4 環境に配慮した技術産業プロセスの導入促進		
10 人や国の不平等をなくそう	10.2 老若男女誰でも能力強化を受けられるように				
11 住み続けられるまちづくりを			11.3 持続可能な都市化を促進		
12 つくる責任つかう責任	12.8 人々が常に持続可能な開発・自然と調和した生活を意識するようになる	12.8 人々が常に持続可能な開発・自然と調和した生活を意識するようになる	12.8 人々が常に持続可能な開発・自然と調和した生活を意識するようになる	12.3 食料の廃棄を半減させる	12.5 廃棄物の発生を抑制する 12.8 同左
13 気候変動に具体的な対策を	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する
14 海の豊かさを守ろう	14.3 海洋酸性化の影響を最小限化(温室効果ガスの削減)	14.3 海洋酸性化の影響を最小限化(温室効果ガスの削減)	14.3 海洋酸性化の影響を最小限化(温室効果ガスの削減)	14.3 海洋酸性化の影響を最小限化(温室効果ガスの削減)	14.3 海洋酸性化の影響を最小限化(温室効果ガスの削減)
15 陸の豊かさを守ろう					
16 平和と公正をすべての人に	16.6 透明性のある公共機関	16.6 透明性のある公共機関			
17 パートナリシップで目標を達成しよう	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める

【SDGs 169のターゲットと重点施策】

	重点施策⑥ ごみ、資源循環 の見える化	重点施策⑦ 豊富な生き物の 価値の見える化	重点施策⑧ 生物多様性保全 活動の実践	重点施策⑨ 生活環境の形成 と見える化	重点施策⑩ 気候変動適応策 研究と見える化
1 貧困をなくそう					1.5 気候変動に関連して起こる災害被害から脆弱層を守る
2 飢餓をゼロに		2.4 生態系を維持し、食料生産システムを確保	2.4 生態系を維持し、食料生産システムを確保		2.4 災害に強い持続可能な食料生産システムを確保
3 すべての人に健康と福祉を				3.9 環境汚染による疾病を減少させる	
4 質の高い教育をみんなに	4.7 持続可能なライフスタイルの教育	4.7 持続可能な開発に関する教育	4.7 持続可能な開発に関する教育		4.7 持続可能な開発に関する教育
5 ジェンダー平等を実現しよう					
6 安全な水とトイレを世界中に	6.3 汚染を減少させて水質を改善	6.6 湿地や河川にある生態系の保護、回復	6.6 湿地や河川にある生態系の保護、回復	6.3 汚染を減少させて水質を改善	
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに					
8 働きがいも経済成長も			8.3 働きがいのある仕事を増やしたりすることを助ける政策を進める		
9 産業と技術革新の基盤をつくろう					
10 人や国の不平等をなくそう					
11 住み続けられるまちづくりを				11.6 大気や廃棄物による環境上の悪影響を軽減	
12 つくる責任 つかう責任	12.4 適正な製品ライフサイクルを通じて環境の悪影響を最小化 12.5 12.8 同左	12.8 人々が常に持続可能な開発・自然と調和した生活を意識するようにする	12.8 人々が常に持続可能な開発・自然と調和した生活を意識するようにする		
13 気候変動に具体的な対策を	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する		13.1 気候変動への適応力を強化 13.3 同左
14 海の豊かさを守ろう	14.3 海洋酸性化の影響を最小限化 (温室効果ガスの削減)			14.1 陸上活動における海洋汚染を防止する	
15 陸の豊かさを守ろう		15.1 陸の生態系の保全、回復 15.5 絶滅危惧種の保全 15.8 外来種対策	15.1、15.2 森林の持続可能な経営の実施 15.5 15.8 同左		
16 平和と公正をすべての人に	16.6 透明性のある公共機関	16.6 透明性のある公共機関	16.6 透明性のある公共機関	16.6 透明性のある公共機関	16.6 透明性のある公共機関
17 パートナリシップで目標を達成しよう	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める

第6章 計画の推進方策

1. 環境にこだわる人づくり・地域づくり

環境に関する施策は、市民や地域活動が主体となるもの、市民や地域と協働で行うものも多くあることから、そのための人材発掘や育成、学習や体験機会など、人づくり・地域づくりのための取組を実施します。

また、市内の大学・事業所は様々なノウハウを有していることから、連携するための仕組みや機会づくりを積極的に実施します。

【目標・方向性】

- 長久手の環境づくりをけん引する市民や地域を育成します。
- 環境問題を自分ごととして考える市民のすそ野を広げます。

(1) みんなが知る、考える、危機感を意識する

- ・環境に関する情報の見える化（環境の現状・将来予測、施策・取組の実施状況、取組の効果）
- ・インターネット・SNS・メディア等での広報
- ・イベント等での呼びかけ、地域等での説明・ディスカッション
- ・環境を考えるセミナー、ワークショップ等の継続的な開催
- ・先進的取組、率先行動、市民の工夫などの共有、表彰、PR

(2) 環境教育・体験学習を推し進める

- ・学校教育、地域と連携した子ども・親子への教育・学習
- ・地域活動、生涯学習、出前授業における環境学習
- ・環境リーダーの育成・人づくり
- ・環境に関するマナー、モラル等の教育・意識共有
- ・自然保全、ごみ処理、省エネなどの体験を伴う学習

(3) 大学・事業所と連携する

- ・大学と長久手市大学連携推進ビジョン 4U に基づき連携、高校と環境活動を通じた連携
- ・市内企業との連携（研究開発、協働の取組、率的取組の紹介・共有）
- ・広域的な連携（近隣自治体との共同・連携の施策・取組）

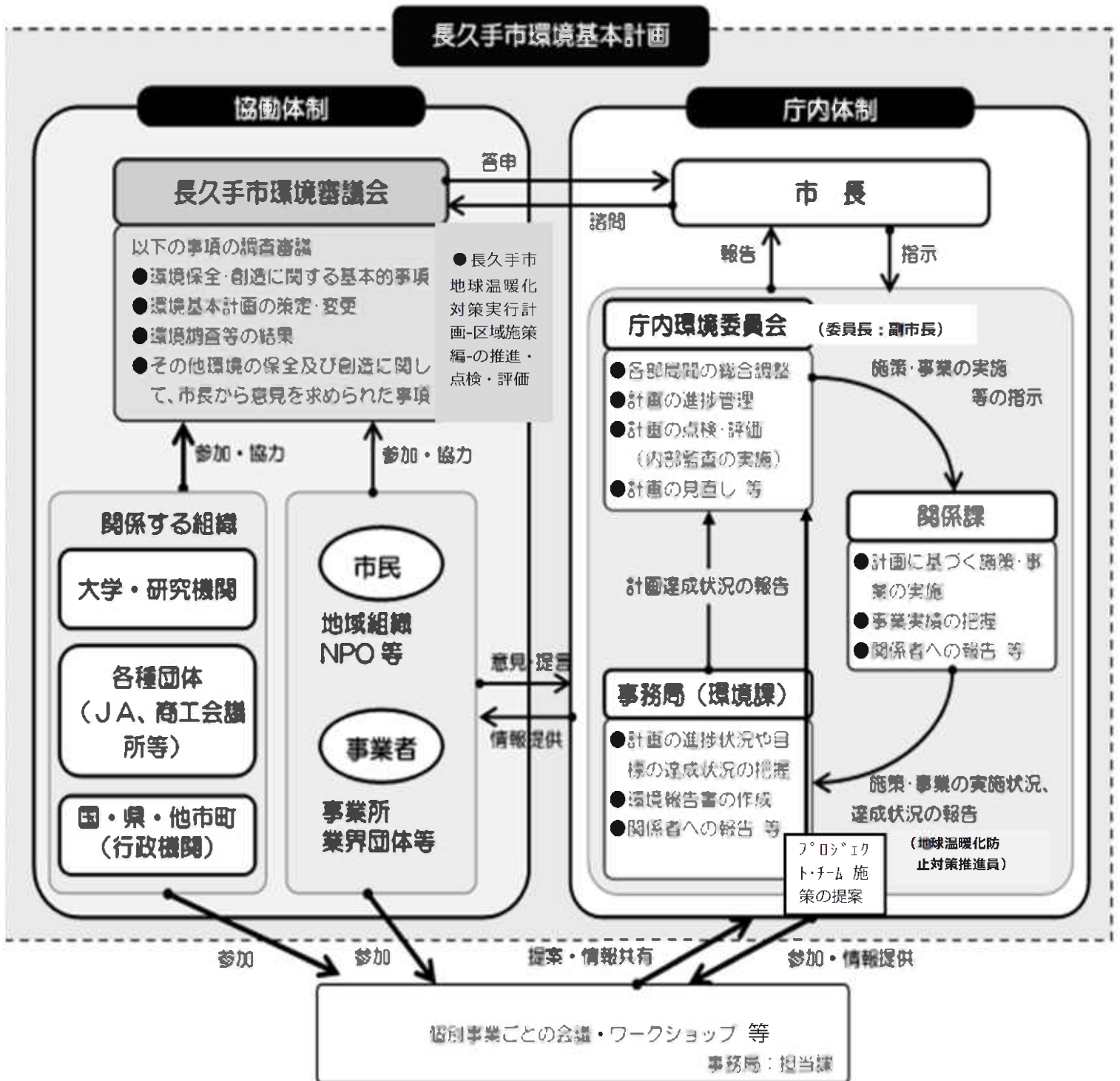
2. 推進体制

本計画の推進のために、市民・事業者・関係組織（大学・研究組織、各種団体等・行政）の協働による推進体制下で、それぞれの役割分担、連携・協力しながら計画を推進しつつ、付属機関である「長久手市環境審議会」において、達成状況を報告し、効果検証します。

また、市の事務事業における「長久手市地球温暖化防止実行計画」については、庁内環境委員会を通じて各課の連携を図るとともに、計画を効率的に推進するための検討を行います。

さらに、行政、市民・事業者、関係組織（大学・研究組織、各種団体等）が連携しながら取り組む必要のある個別事業については、関係者の協議や意見交換を行う会議・ワークショップ等の開催を検討します。

なお、広域的な課題等に対しては、国、県、他の地方公共団体と協力し、連携を密にしながら環境の保全と創出のための施策を推進します。



3. 進行管理

計画の進行管理は、環境マネジメントシステムを活用し、「PDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクル」による継続的な改善と推進を毎年度行います。

毎年度の進行管理の結果を踏まえて、5年経過時に本計画の中間見直しを行います。

①計画（Plan）

市民・事業者・関係組織（大学・研究組織、各種団体等）・行政による協議の場を設けながら、社会経済情勢や市民意識等の変化、新たな環境問題の発生等に適切に対応しつつ、概ね5年を目途に計画の見直しを行います。

②実行（Do）

本計画に基づき施策を実施します。市民及び事業者の取り組みについては、ワークショップ等で情報交換を行いながら、施策実施に向けて情報提供、協力・支援を行っていきます。

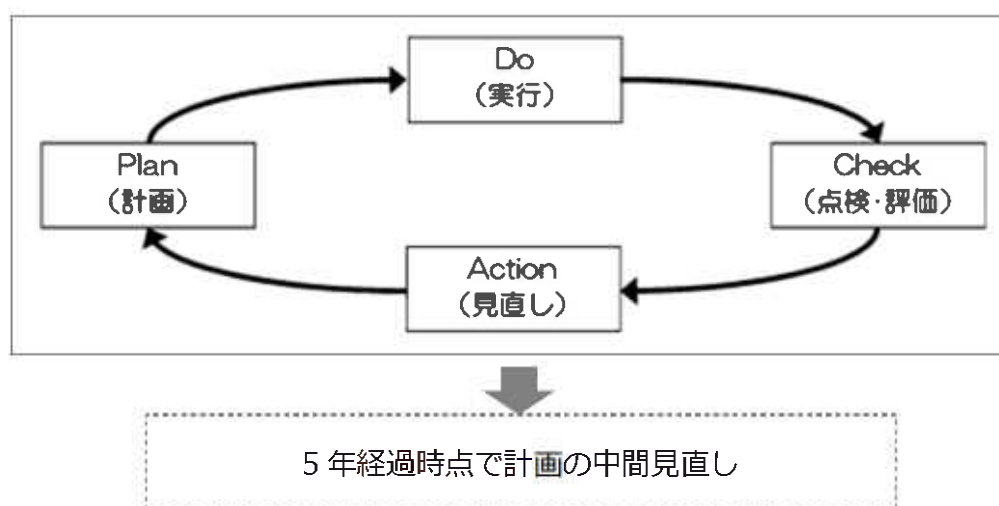
③点検・評価（Check）

以下の項目及び方法により行います。

項目	方法
◆基本目標の達成状況	基本目標ごとに設定した『10年後の目標と取組の方向性』を踏まえて、目標の達成状況、取組の実施状況等を把握します。
◆プロジェクトの進捗状況	『5年間で取り組む協働プロジェクト』について、年度ごとに進捗状況を点検・評価しながら、次年度の取組方針を設定し、効果的なプロジェクト推進を図ります。
◆市民・事業者の取組状況	市民活動や企業活動の状況について、協働や活動支援等を通じて把握し、公表します。

④見直し（Action）

点検・評価（Check）の結果を踏まえ、施策及び事業の実施計画等を随時見直していきます。



1. 関連計画

(1) 第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）

<現状・課題認識>

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に関連・複雑化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流

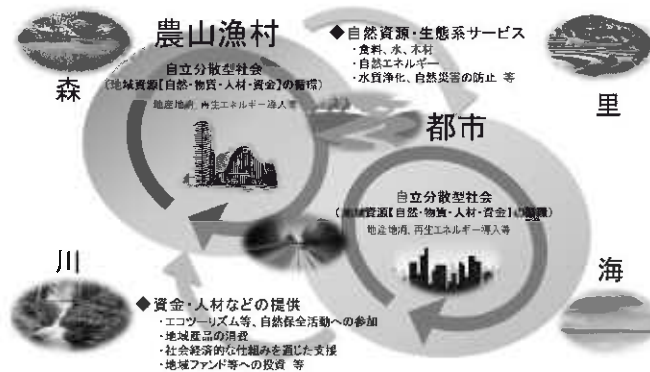


<持続可能な社会に向けた基本的方向性>

- SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
 - ・環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
 - ・将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく地域資源を持続可能な形で活用
 - ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化
 - ⇒これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指す

地域循環共生圏

○各地域がその特性を生かした強みを発揮
 →地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 →地域の特性に応じて補完し、支え合う



<施策の展開>

- 分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として揺るぎなく着実に推進

(2) 首相による脱炭素社会を目指す宣言（令和2年10月）

<首相による宣言>

2020年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。

<国・地方脱炭素実現会議による地域脱炭素ロードマップの策定>

国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、「国・地方脱炭素実現会議」を令和2年12月から開催しており、「地域脱炭素ロードマップ」を令和3年5月から6月頃を目途に策定する予定としている。

<地域脱炭素ロードマップ策定の趣旨と目的>

- 2050年までに脱炭素社会実現を目指すとの宣言は、我が国に対する国際社会の評価に大きな好影響をもたらしているが、これは決して30年後の話ではない。私たち自身が今から何を実行すべきかの決断と実行が迫られており、これにより、我が国の本気度に対する国際的な評価も決まってくる。
- この強い危機感・決意のもと、本会議では、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野（詳細は裏面）において、国と地方とが協力して、2050年までに、脱炭素で、かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現する行程（地域脱炭素ロードマップ）を描く。
 - (1) 今後5年程度を集中期間とする対策強化
 - ①イノベーションの成果を待たず、既存技術でできる有効な重点対策のメニューを示し、全国津々浦々で実施
 - ②既存技術のパッケージ導入により、一定の限定的な範囲や排出源で脱炭素を実現したモデルケースを複数創出
 - (2) 2050年に向けた地域の脱炭素ドミノの拡大
 - モデルケースからスタートした脱炭素ドミノを、2030年までにできるだけ多く実現
 - その後、ドミノをより広域に拡大。地域間連携やイノベーション技術・システムの実装により、全体の脱炭素を完遂
- ロードマップの内容のうち、直ちにできることは直ちに実践していくとともに、地球温暖化対策計画、長期戦略や成長戦略実行計画、温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画等、そのほか法制度などの各種施策に反映しつつ、国・自治体・地域企業等が一丸となって速やかに実践に移す。

※ロードマップが対象とする地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ①地域のエネルギーや資源の地産地消 | ②住まい |
| ③まちづくり・地域交通 | ④公共施設をはじめとする建築物・設備 |
| ⑤生活衛生インフラ | ⑥農山漁村・里山里海 |
| ⑦働き方、社会参加 | ⑧地域の脱炭素を支える各分野共通の基盤・仕組み |

(3) 第5次愛知県環境基本計画（令和3年2月）

<計画の基本目標>

【目標】SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」

【目指すべき姿】

- 環境の各分野の統合的向上 ⇒日本一環境にやさしいあいち
- 環境と経済の統合的向上 ⇒環境と経済成長が好循環しているあいち
- 環境と社会の統合的向上 ⇒地域が活性化している魅力あるあいち

【目標の実現に向けた考え方】

- 複数の課題の統合的解決
- 新たな課題への的確・迅速な対応
- 「行動する人づくり」の推進
- 連携・協働による施策の展開

<環境施策の方向及び指標>

【地球温暖化対策】

- | | |
|----------------------|---------------------------------------|
| 1 徹底した省エネルギーの促進 | 《重点施策》 |
| 2 再生可能エネルギー等の導入拡大の促進 | ●再生可能エネルギーの導入拡大・徹底した省エネルギーの促進と環境産業の振興 |
| 3 環境と調和した自動車利用 | |
| 4 水素の利用拡大 | ●次世代自動車の普及拡大 |
| 5 フロン類対策の促進 | |
| 6 温室効果ガスの吸収源対策の推進 | |
| 7 気候変動への適応（適応策） | |

【自然との共生】

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| 1 野生生物の促進と適正管理 | 《重点施策》 |
| 2 生態系ネットワークの形成 | ●「あいち方式 2030」推進プラットフォームの構築 |
| 3 生態系サービスの持続可能な利用 | |
| 4 生物多様性の主流化の取組強化 | |

【資源循環】

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1 地域循環圏づくりの推進 | 《重点施策》 |
| 2 あらゆる場面での 3R の促進 | ●地域循環圏づくり |
| 3 廃棄物の適正処理と監視体制の徹底 | ●プラスチックごみゼロ |
| 4 廃棄物処理施設の整備の促進 | ●食品ロス削減 |

【安全・安心の確保】

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 1 良好な大気環境の保全 | 《重点施策》 |
| 2 良好な水循環の保全、健全な水循環の再生 | ●海域の生物多様性や水産資源の生産性を考慮した水質改善 |
| 3 良好な土壌環境・地盤環境の保全 | |
| 4 騒音、振動、悪臭の防止 | |
| 5 化学物質等による環境汚染の防止 | |
| 6 観光面からの防災・減災力の強化 | |
| 7 環境保全の基盤となる施策の推進 | |

【行動する人づくり】

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 誰もが学べる環境づくり | 《重点施策》 |
| 2 主体間や世代間の学び合い・育ち合い | ●SDGs の普及促進 |
| 3 自主的な環境配慮行動等の促進 | ●誰もが学べるあいちの環境学習による人材育成と自主的取組 |
| 4 SDGs の普及促進 | |

(4) ながくて未来図 (第6次長久手市総合計画) (平成31年3月)

<将来像>

幸せが実感できる 共生のまち ~そして、物語が生まれる~

<基本目標・政策>

○人づくり - 「やってみたい」でつながるまち

- 1 地域共生を支える人づくり
- 2 「やってみたい」を実現できる仕組みづくり

○子ども - 子どもが元気に育つまち

- 1 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援
- 2 子どもを通じて育て合い育ち合うまちづくり
- 3 子どもの健やかな成長を支える環境の整備

○自然環境 - みんなで未来へつなぐ 緑はまちの宝箱

- 1 万博理念を継承した自然との共生

- ①豊かな自然環境の保全・活用
- ②自然に愛着を持つ地域づくりの推進
- ③まちの緑の創出
- ④水辺に親しめる環境の整備

- 2 農あるくらしの推進

- ①農の活性化に向けた支援
- ②農の多様な担い手の育成

- 3 地球にやさしい持続可能な社会の構築

- ①くらしの低炭素化の推進
- ②ごみの減量化・資源化

○生活 - 誰もがいきいきと安心して暮らせるまち

- 1 住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり
- 2 地域の課題をみんなで解決
- 3 いくつになっても元気でいきいきと輝けるくらしの推進

○交流 - いつでも どこでも 誰とでも 広がる交流の輪

- 1 まちの資源を生かした市民同士の交流の促進
- 2 観光交流まちづくりの推進

○都市経営 - あえて歩いてみたくなるまち

- 1 外出しやすい環境の整備
- 2 暮らして心地よい生活環境の形成

○市政運営 - 市民から信頼される市政の運営

- 1 効果的かつ効率的な市政運営
- 2 柔軟な市政に向けた仕組みづくり

<主要な施策の方向性>

- 1 一人ひとりに生きがいがあり、元気で活躍できるまちづくり
- 2 多様な人がつながり、支え合うまちづくり
- 3 緑あふれる潤いのあるまちづくり

<「市民主体のまちづくり」の実現に向けて>

- 1 市民が「知り合う」きっかけをつくる
- 2 概ね小学校区単位での「顔の見えるまちづくり」
- 3 市民に役割を担ってもらう